

## 第 2 期中期目標期間評価実施要領の概要について

### 1. 中期目標期間評価とは

「中期目標期間評価」とは、地方独立行政法人法第 78 条の 2 に基づき中期目標の達成状況の調査・分析の結果を考慮して、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行う評価。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第 78 条の 2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれかに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。(中略)

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

### 2. 実施方法

法人が業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が当該業務実績報告書及び法人への聴取等に基づき、調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書を作成することにより実施する。

### 3. 評価の方法

項目別評価（法人と評価委員会が実施）

#### (1) 法人による自己点検・自己評価

中期計画の小項目ごとに H25 年度～H30 年度までの評点及び取組実績を記載し、計画の達成状況を AA～D の 5 段階で自己評価。

評価	中期目標期間項目別評価の評価基準
AA	中期計画を上回って実施している。 (中期計画の小項目の内容をすべて達成、特筆すべき成果がある)
A	中期計画を十分に実施している。 (中期計画の小項目の内容の達成状況が 9 割以上)
B	中期計画を概ね実施している。 (中期計画の小項目の内容の達成状況が 7 割以上 9 割未満)
C	中期計画を十分には実施していない。 (中期計画の小項目の達成状況が 5 割以上 7 割未満)
D	中期計画を大幅に下回っている。 (中期計画の小項目の内容の達成状況が 5 割未満)

(2) 評価委員会による検証・評価

中期計画の小項目ごとに、法人の自己評価や、計画の達成状況を総合的に判断し、5段階で評価。

全体評価（法人と評価委員会が実施）

(1) 法人による自己点検・自己評価

業務実績報告書において、項目別評価の結果を踏まえて、記述式により総括的に自己評価を行う。

中期目標大項目ごとの取組みの実績及び未達成の取組みと今後の対応についても記述する。

(2) 評価委員会による検証・評価

項目別評価の結果及び法人の自己評価結果も踏まえて、評価委員会として記述式により総括的に評価を行う。